

函 環 政

令和 7 年（2025 年）6 月 25 日

報道機関各位

環境部環境政策課長

函館市環境部の電気自動車の広告主の募集について

本市ではごみ焼却発電の電力で充電(※)した，電気自動車を導入しており，環境にやさしい電気を日常の業務に使用しております。

カーボンニュートラル達成に向けた広告塔としてこれまでも環境保全に関心のある事業者や市民団体等の活動の P R に最適な広告媒体として活用いただいておりますが，今回，より大きく見やすいものへと掲載方法を見直して別添募集チラシのとおり広告主を募集しますので，取材・報道方よろしくお願いいたします。

(※)設備の改修等の期間は，ごみ焼却発電を利用できない場合あり。

記

- 1 募集期間 令和 7 年 6 月 26 日（木）から 7 月 15 日（火）まで
※郵送の場合は 7 月 15 日の消印有効

2 掲載料等

規格	[規格 1] 約 39 cm × 約 81 cm	[規格 2] 約 45.5 cm × 約 63.5 cm	[規格 3] 約 54 cm × 約 110 cm
掲載料	24,000 円	24,000 円	48,000 円
掲載費用	12,000 円程度	10,000 円程度	15,000 円程度
募集枠数	2 枠	2 枠	1 枠
掲載期間	令和 7 年（2025 年）9 月 ～ 令和 8 年（2026 年）8 月 （1 年間）		

- 3 応募方法 函館市環境部電気自動車広告掲載申込書に必要事項を記入し，環境部環境政策課までお申し込みください。

募集チラシと函館市環境部電気自動車広告掲載申込書は，市役所本庁舎 1 階 i スペース，環境部庁舎で配布します。

< 問い合わせ先 >

環境部環境政策課 新エネルギー担当
（沼田，高木）

住 所 函館市大森町 2 1 - 1 2

T E L 0 1 3 8 - 8 5 - 8 1 9 7

電気自動車の広告を募集しています

函館市環境部では、地球温暖化対策のシンボルとして電気自動車を導入しており、事業者等の皆様に広告媒体として利用していただいております。

日常業務で市内各所を年間約5千km走行しており、走行中に市民の目にふれる機会も多いため、広告の効果が期待できます。

令和7年9月からは1枠あたりの広告サイズが大きくなり、より見やすい広告となります。

環境部の電気自動車は、ごみ焼却発電を利用して充電※しています。

※設備の点検や改修などを行う期間は、ごみ焼却発電を利用して充電できない場合があります。

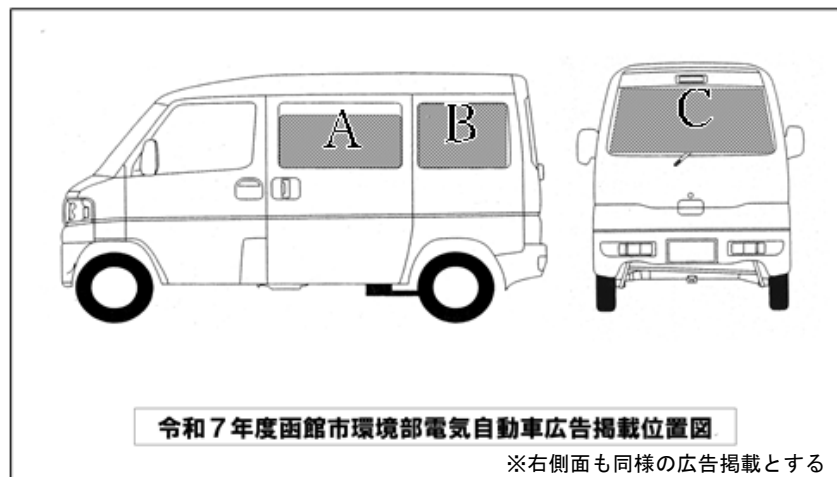
◆広告の位置・規格・掲載料・募集枠数・掲載期間

規 格	規格 1 約 39 cm × 約 81 cm	規格 2 約 45.5 cm × 約 63.5 cm	規格 3 約 54 cm × 約 110 cm
掲 載 料	24,000 円	24,000 円	48,000 円
掲載費用	12,000 円程度	10,000 円程度	15,000 円程度
募集枠数	2 枠	2 枠	1 枠
掲載位置	下図のとおり		
掲載期間	令和7年（2025年）9月～令和8年（2026年）8月（1年間）		

※広告の位置は指定できません。

※広告掲載料には、消費税および地方消費税を含みます。

※広告の作成および電気自動車への掲載・撤去作業にかかる費用は広告主の負担となります。



- A 規格 1
リアドアガラス全面
- B 規格 2
リアクォーターガラス全面
- C 規格 3
バックドアガラス全面

◆募集期間

6月26日（木）から7月15日（火）まで ※郵送の場合は、7月15日（火）の消印を有効とします。

◆お申込み方法

函館市環境部電気自動車広告掲載申込書に必要事項を記入の上、「広告見本」を添えて環境部環境政策課へ持参または郵送してください。

裏面にも、注意事項等記載しておりますので、ご確認ください。

◆函館市環境部電気自動車広告掲載申込書の配布場所

○市役所本庁舎 1 階 i スペース、環境部庁舎

○函館市環境部ホームページからもダウンロードできます

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014062000197/>

※「函館市広告掲載要綱」、「函館市広告掲載基準」および「函館市環境部電気自動車広告掲載取扱要領」をご覧ください。

※広告掲載は 2 枠を上限に申し込みができます。

※広告掲載申込数が各規格の募集枠数を超えたときは、抽選により広告掲載を決定します。

◆掲載できないもの

○法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの

○公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの

○政治性のあるもの

○選挙に関するもの

○宗教性のあるもの

○意見広告

○個人または法人の名刺広告

○景観および風致を害するおそれがあるもの

○公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

○市税を滞納しているものに係る広告

○その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると判断されるもの

◆広告掲載可否の通知

広告掲載可否の審査終了後、広告掲載（非掲載）決定通知書により、掲載の可否を通知します。

＜お申込み・問合せ＞

函館市環境部 環境政策課 新エネルギー担当

住 所 函館市大森町 2 1 - 1 2

TEL 0138-85-8197 FAX 0138-85-8198

Eメール kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市環境部の電気自動車を広告塔として活用しませんか？

函館市環境部の電気自動車は

ごみ焼却発電 + 電気自動車 = 環境にやさしい！！

函館市環境部電気自動車広告掲載申込書

令和 年 月 日

函 館 市 長

(申込者)

住 所

会社(団体)名

氏 名

電 話

函館市環境部電気自動車広告掲載取扱要領第 6 条の規定に基づき、下記のとおり
申し込みします。

記

1 広告掲載の規格・申し込み枠数

(1) 規格 1 枠

(2) 規格 2 枠

(3) 規格 3 枠

2 広告の内容 添付原稿のとおり

3 広告掲載料

(1) 規格 1 (24,000 円) × 枠 円

(2) 規格 2 (24,000 円) × 枠 円

(3) 規格 3 (48,000 円) × 枠 円

- #### 4 条 件
- ・各種法令および函館市の広告関連規定を遵守します。
 - ・函館市税の滞納はありません。
 - ・函館市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

(別 紙)

令和6年度（2024年度）函館市環境部電気自動車 広告掲載状況



(別 紙)

